

揖斐川町耐震改修促進計画

平成20年 1月 策定

平成24年 3月 改定

平成28年10月 改定

目 次

はじめに	
1 計画策定の経緯	3
2 計画改定の方針	3
第1 想定される地震の規模、想定される被害状況	
1 想定される地震の規模	3
2 人的被害の想定	4
3 建物被害の想定	4
(1) 建物被害	
(2) 消失棟数	
第2 建築物の耐震化に係る目標	
1 建築物の耐震化の現状	5
(1) 住宅の耐震化の現状	
(2) 特定建築物の耐震化の現状	
2 建築物の耐震化の目標	9
3 公共施設の耐震化の現状・目標	10
(1) 町有施設における耐震化	
(2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化	
第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針	
1 耐震化の課題	13
2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務	13
(1) 町民・事業者の役割	
(2) 町・県の役割	
3 実施する事業の方針	14
(1) 事業の考え方	
(2) 実施する事業	
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	14
(1) 重点的に耐震化を図る地域	
(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路	
(3) 重点的に耐震化を図る建築物	
(4) より重点的に耐震化を図る建築物	
5 「命」を守るための多様な取り組みの推進	17
第4 建築物の耐震化を促進する施策	
1 安心して耐震化が行える環境整備	18
(1) 揖斐川町建築物等耐震化促進事業	
(2) 町内会等との連携	
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	19
(1) 相談体制の整備	
(2) 情報提供の充実	
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	21
(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策	
(2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策	
第5 指導・勧告又は命令等に関する事項	
1 所管行政庁との連携	22
第6 建築物の耐震化の推進に関する事項	
1 計画の推進体制	22

はじめに

1 計画策定の経緯

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第5条の規定に基づき、揖斐川町の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「揖斐川町耐震改修促進計画」という。）を平成19年度から27年度までの9年間で計画期間として平成20年1月に策定した。

平成28年1月に国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（案）が示されたこと、引き続き耐震改修の促進を行う必要があることから、「揖斐川町耐震改修促進計画」について、平成32年度までの5年間の計画期間とする改定を行い、国の基本的な方針を踏まえた耐震改修の促進を進めるものである。

2 計画改定の方針

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」では、現行基準に適合する建築物での揺れによる大きな被害がさほど見られず、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられるとともに、これまで以上に耐震化の推進が重要な課題であることが認識された。

岐阜県では、東日本大震災により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、岐阜県で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織し、検証・検討が行なわれ、建築物の更なる耐震化促進に向けた所要の見直しが行なわれた。

これらを勘案し、揖斐川町においても、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第5条第7項の規定に基づき、計画の改定を行なうものである。

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

以下の被害想定は、平成23年度から24年度にかけて岐阜県が作成した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」に基づくものである。

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

平成23年度から24年度にかけて岐阜県が実施した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」では、表1-1のとおり県内において特に大きな被害をもたらすと見られる南海トラフの巨大地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、養老一桑名一四日市断層帯地震、高山・大原断層帯地震）を想定される地震としている。

南海トラフの巨大地震については、揖斐川町において震度6弱以上の揺れに見舞われ、液状化が発生する可能性が高いと予測している。

また、4つの内陸直下型地震については、震度5強以上の揺れになり、一部地域においては震度6強程度の揺れが発生すると予測している。

表 1-1 想定される地震の規模（揖斐川町内）

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	PL 値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震	5.78（震度 6 弱）	53.42
阿寺断層系地震	5.16（震度 5 強）	0.00
跡津川断層地震	5.39（震度 5 強）	5.53
養老-桑名-四日市断層帯地震	6.44（震度 6 強）	43.95
高山・大原断層帯地震	5.16（震度 5 強）	0.37

※PL 値（液状化指数） PL 値>15：液状化の可能性が高い 5<PL 値≤15：液状化の可能性はある

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表 1-2 のとおりである。地震発生時間を冬の午前 5 時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後 6 時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）及び夏の正午（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前 5 時を記載する。

表 1-2 想定される人的被害（揖斐川町内）

（単位：人）

想定地震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震	2	4	133	7	953
阿寺断層系地震	0	0	9	0	28
跡津川断層地震	0	0	31	0	103
養老-桑名-四日市断層帯地震	106	216	1,147	322	5,000
高山・大原断層帯地震	0	0	7	0	22

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定は、表 1-3 のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後 6 時（住宅等で火器使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

（1）建物被害

町内の建物は、特に養老-桑名-四日市断層帯地震において多くの被害が予測される。

（2）消失棟数

想定地震における焼失棟数は南海トラフの巨大地震では概ね 1 件、養老-桑名-四日市断層帯地震では概ね 5 件と予測されているが、全壊または半壊棟数を考慮すると建物火災についても注意が必要である。

表 1-3 想定される建物被害（揖斐川町内）

（単位：棟）

想定地震 \ 建物被害	建物被害（棟数）		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフの巨大地震	226	893	1
阿寺断層系地震	0	41	0
跡津川断層地震	4	142	0
養老-桑名-四日市断層帯地震	1,885	3,740	5
高山・大原断層帯地震	0	33	0

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「**新基準建築物**」、これより前に着工された建築物を「**旧基準建築物**」という。

「**建築物の耐震化**」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「**耐震化されている建築物**」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「**耐震性を満たしている建築物**」という。）又は耐震改修した建築物（以下「**耐震化した建築物**」という。）という。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「**耐震化率**」という。

「**耐震性が不十分な建築物**」とは旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修が行われていないものをいう。

(1) 住宅の耐震化の現状

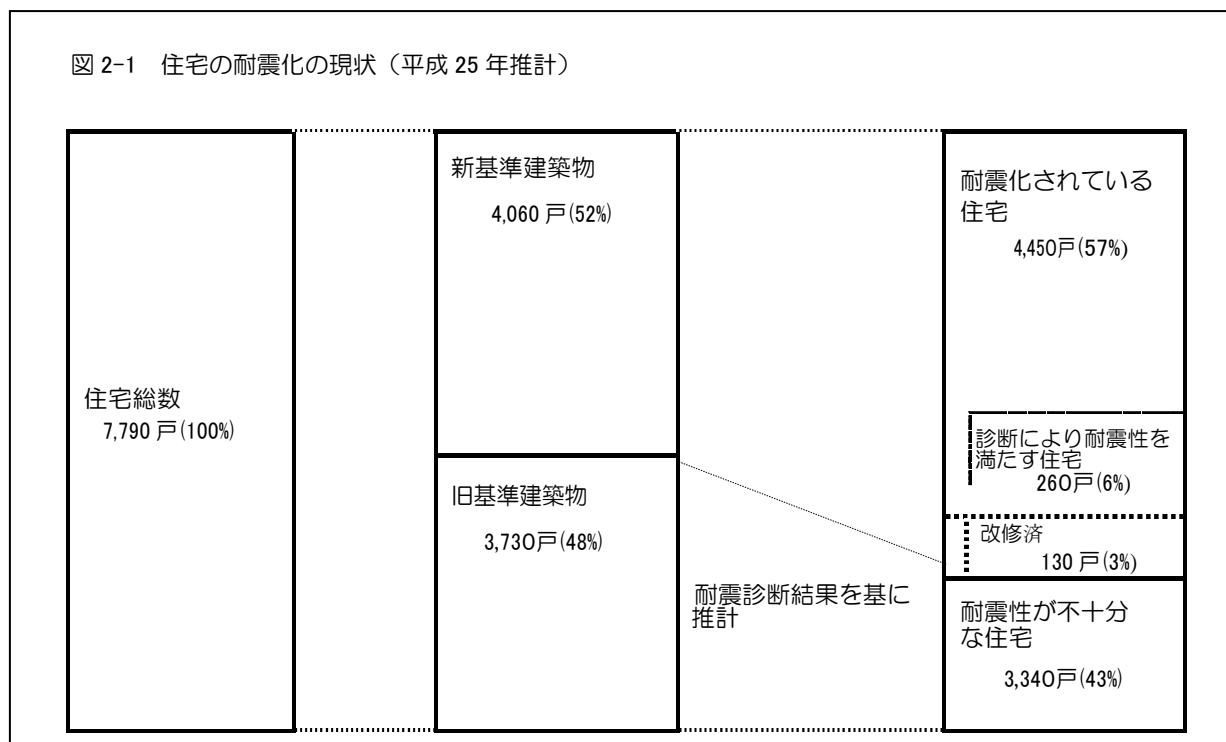
揖斐川町内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基に推計を行った結果、表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

年代別住宅数 建築年		平成10年推計		平成15年推計		平成20年推計		平成25年推計	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧 基 準	昭和36年～45年	2,790	36	2,190	29	2,890	36	2,220	29
	昭和46年～55年	1,900	25	1,830	24	1,730	22	1,510	19
	計	4,690	61	4,020	53	4,620	58	3,730	48
新 基 準	昭和56年～平成2年	1,640	21	1,570	21	1,090	14	1,350	18
	平成3年～7年	810	10	780	10	1,580	20	1,510	20
	平成8年～12年	510	7	990	13				
	平成13年～17年	—	—	170	2	530	7	470	6
	平成18年～22年	—	—	—	—	80	1	420	5
	平成23年～25年	—	—	—	—	—	—	220	2
	不詳	60	1	60	1	70	0	90	1
計	3,020	39	3,570	47	3,350	42	4,060	52	
合 計		7,710	100	7,590	100	7,970	100	7,790	100
耐震改修を行った住宅		未調査		120	2	200	3	130	2

揖斐川町における住宅の耐震化率の現状についてはH25 住宅・土地統計調査からの推計により「新基準建築物の住宅」が 4,060 戸（約 52%）、「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は同調査からの推計により約 130 戸（約 3%）、「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により約 260 戸（約 6%）であることから、揖斐川町内の住宅総数約 7,790 戸のうち約 4,450 戸（約 57%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。



（2）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は、表 2-2 のとおりである。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」とし、揖斐川町におけるそれぞれの耐震化の現状は、平成 23 年度特定建築物台帳によると、表 2-3 のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	No.	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他 これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を 営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 特定建築物の種類		全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修 実施済み D	耐震性 を満たす E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	56	30	26	10	3	43	77%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	6	3	3	0	0	3	50%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	15	12	3	0	0	12	80%
	計	77	45	32	10	3	58	75%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	0	0	0	0	0	0	
3号	地震によって倒壊した場合におい て道路の通行を妨げ、多数の者の 円滑な避難を困難とする建築物	0	0	0	0	0	0	

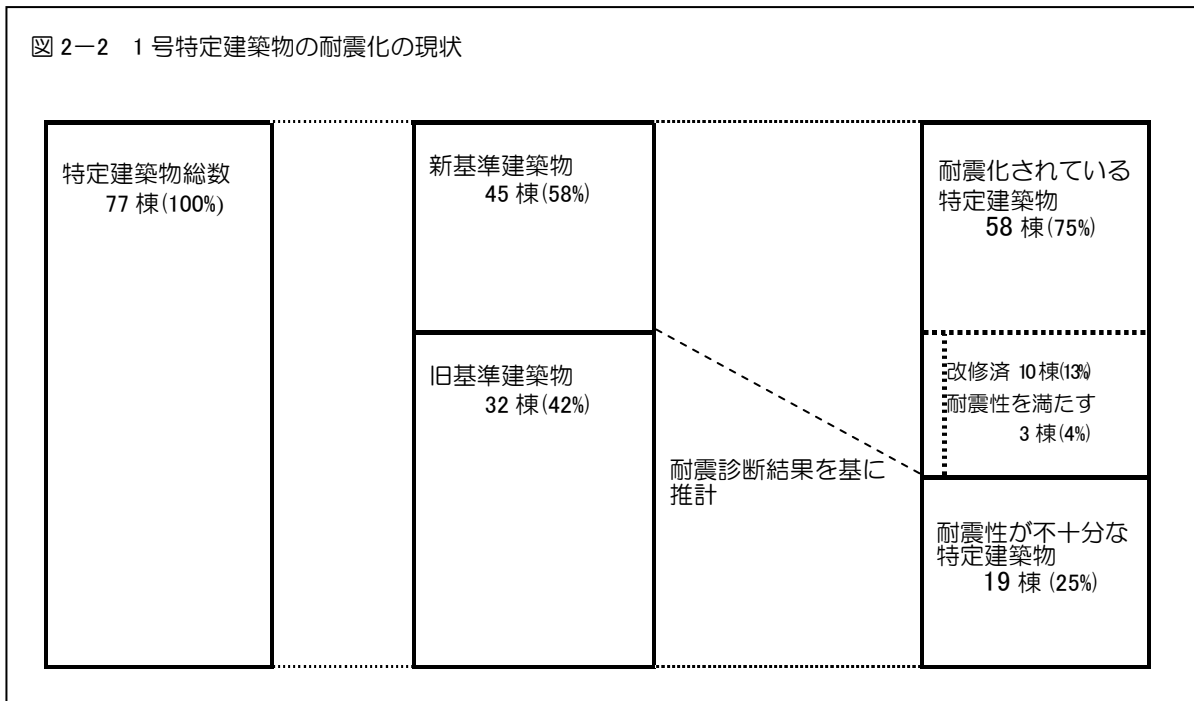
注) A~Dは実数値 Eは推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が45棟(58%)、「旧基準建築物」32棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が10棟(13%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が3棟(4%)であることから、「耐震化されている建築物」は58棟となり、揖斐川町内の1号特定建築物総数77棟のうち75%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、揖斐川町内に建設されていない。

3号特定建築物については、揖斐川町内に建設されていない。

図2-2 1号特定建築物の耐震化の現状



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震では現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

揖斐川町民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

これまでの揖斐川町の取り組み

旧基準建築物に該当する木造住宅について耐震診断に対する補助を平成15年度から、耐震補強に対する補助を平成17年度から実施している。平成18年度からは耐震診断に対する補助について全ての建築物を対象とし、耐震補強に対する補助も木造以外の建築物も対象となるよう拡大した。平成20年1月には「揖斐川町耐震改修促進計画」を策定し、建築物の耐震化に関する普及啓発や支援を進めている。

県の耐震改修促進計画（抜粋）

建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの岐阜県強靱化計画の取り組み、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年度までに95%にすることを目標とする。また、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建替え、耐震改修の促進を図り、目標の達成状況等について5年ごとに行なわれる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行なう。

国の基本方針（抜粋）

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの揖斐川町の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年度までに95%にすることを目標とする。

耐震化率95%を達成するため、住宅については約2,950戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については約15棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。

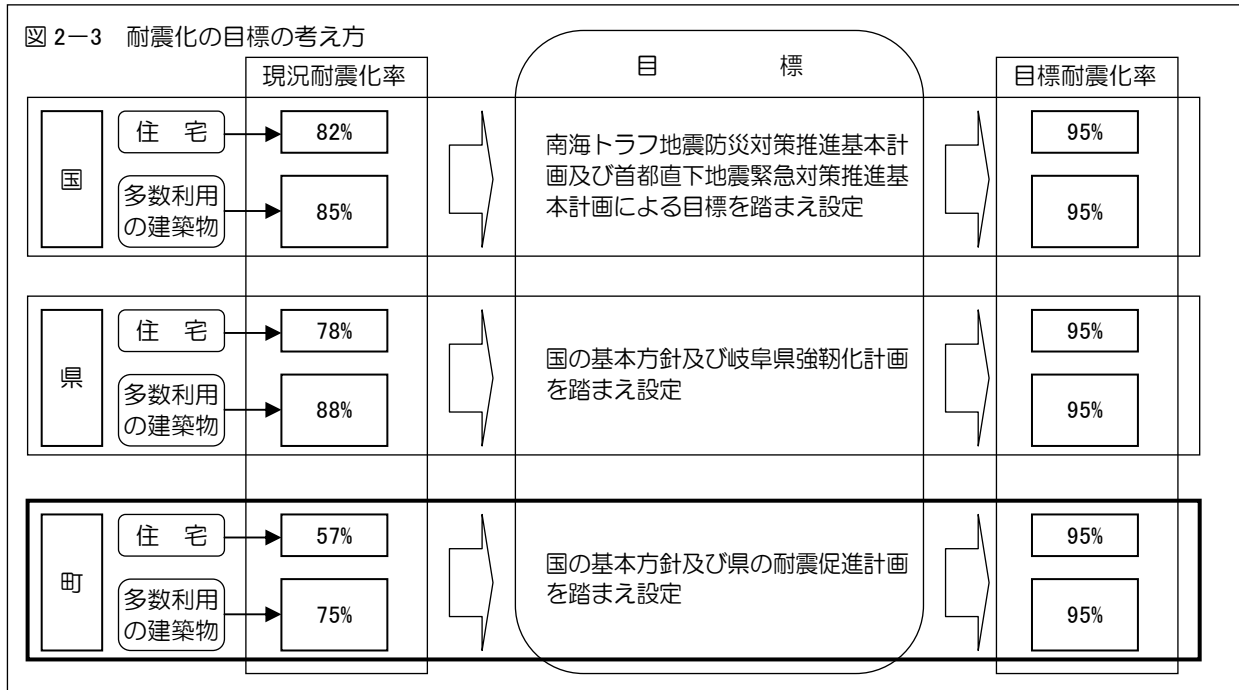
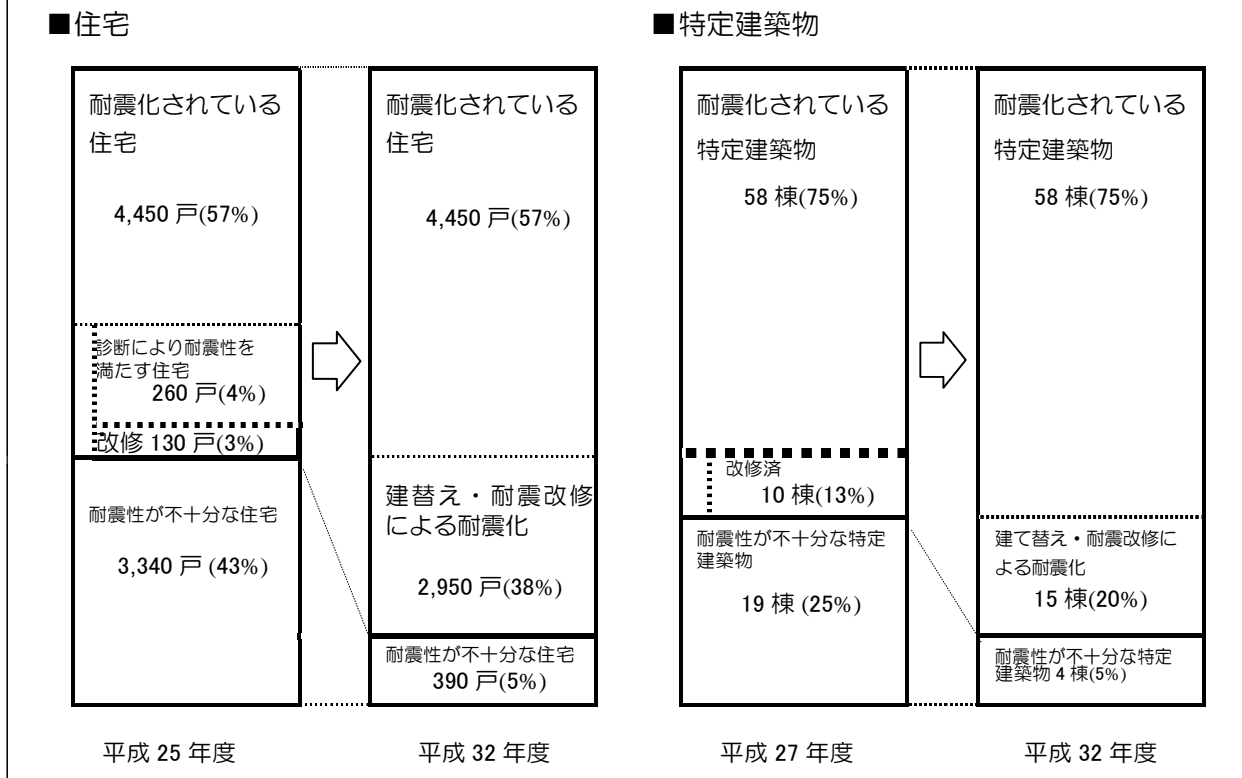


図 2-4 住宅・建築物の耐震化の目標（平成 32 年度）



3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保に繋がっており、大変重要である。

また、東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所について、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となり、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行なうとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 町有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、H23 特定建築物台帳によると、表2-4のとおりである。

表2-4 町有特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

耐震化の現状 町有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修 実施済み D	耐震性を 満たす E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	43	24	19	6	3	33	77%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	4	2	2	0	0	2	50%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	3	3	0	0	0	3	100%
計	50	29	21	6	3	38	76%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が29棟(58%)、「旧基準建築物」21棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が6棟(12%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が3棟(6%)であることから、「耐震化されている建築物」は38棟となり、揖斐川町有特定建築物総数50棟のうち76%が耐震化されている。

なお、耐震診断の必要な旧基準建築物12棟については、施設の統廃合を検討すると共に、計画的に耐震診断を実施していく。

イ 耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する揖斐川町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

ウ 耐震化の目標

町有特定建築物については、町は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命(安全)」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を勘案し耐震化を促進する。

(2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化

特定建築物である町以外の公共施設の所有者（国や県など）は、特定建築物の所有者として耐震改修を行なうよう努めることとされており、さらに施設所有者として「施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、県有特定建築物における耐震化の優先順位付けなどに準じ、建築物の耐震化を推進するよう努める。

特に、庁舎や病院などの防災拠点施設となる建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物については、耐震化の早期完了を目指す。

また、民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取組み状況を周知することなどを通じて所有者による耐震性の早期確保に努める。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- 自分の家・建物は大丈夫だと思っている（地震は来ないと思っている。）
- 誰に頼んでいいかわからない。
- 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。
- 家族構成や生活形態などを理由に、耐震補強に踏み切れない。

2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、揖斐川町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。

地震による被害を最小限にとどめるためには、揖斐川町民、事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民・事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

（1）町民・事業者（建築物所有者）の役割

- 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- 町民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定を受けているもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

（2）町・県の役割

- 町及び県は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。町にあつては、普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- 町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- 所管行政庁である県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

- ・町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや揖斐川町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とし、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

揖斐川町が、東南海・南海地震対策推進地域に指定されていることから、揖斐川町内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定しそのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路を指定する。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物

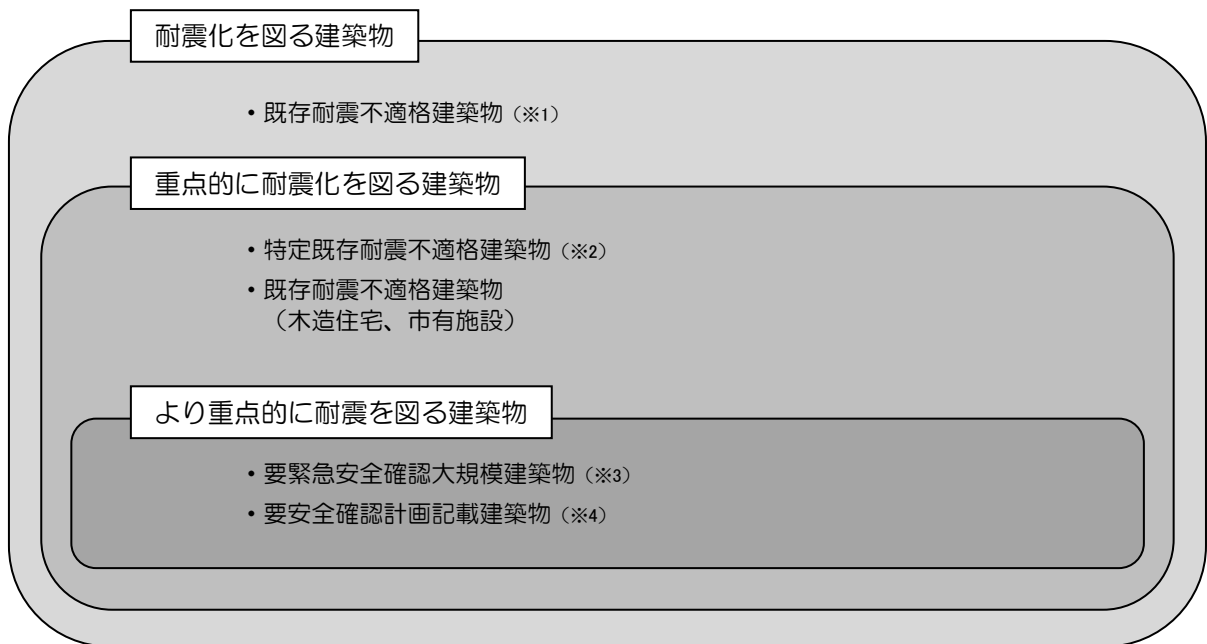
1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

また、上記に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物、法第7条の要安全確認計画記載記載建築物については、地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、また法に基づき耐震診断が義務付けされていることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

図3-1 重点的に耐震化を図る建築物分類



※1 既存耐震不適格建築物：住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しないすべての建築物

※2 特定既存耐震不適格建築物：学校、病院等多数の者が利用する建築物で、一定の規模以上のもの、及び倒壊した場合に接する道路を閉塞するおそれのある建築物など

※3 要緊急安全確認大規模建築物：学校、病院等多数の者が利用する大規模な建築物で、法により耐震診断が義務付けられたもの

※4 要安全確認計画記載建築物：防災拠点及び倒壊した場合に接する道路を閉塞するおそれのある建築物で、耐震診断を義務付けるものとして町が指定したもの

表3-1 用途別対象建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
多数の者が利用する建築物	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む。	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
	幼稚園、保育所			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ5,000㎡以上			階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これらの類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物	政令に定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）		
通行障害建築物	県及び市の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	要安全確認計画記載建築物 法第5条第3項第2号及び法第6条第3項第1号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物 法第5条第3項第1号に定める建築物		
公益上必要な建築物				

(注) 要安全確認計画記載建築物については未指定(H28.3現在)

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも重要である。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやしい環境の整備や負担軽減のための制度等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 揖斐川町建築物等耐震化促進事業

ア 揖斐川町建築物等耐震化促進事業の概要 ※1

旧基準建築物の耐震診断・耐震補強工事に対して県と協働して補助を実施しており、その経緯は以下のとおりである。

今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、町が行う耐震診断・耐震補強に対する補助事業に県と協働して支援を行う。

《耐震診断》

平成 15 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは全ての建築物に補助対象を拡充した。平成 20 年度からは木造住宅について所有者負担を無料化し、平成 28 年度からは要緊急安全確認大規模建築物に対する補助を拡充している。

《耐震補強工事》

平成 17 年度から木造住宅を対象として補助を実施しており、平成 18 年度からは特定建築物及び分譲マンションに補助対象を拡充した。

平成 21 年度からは一定の要件に該当する木造住宅について、簡易補強工事を補助対象とし、平成 25 年度からは当該要件を撤廃した。

平成 28 年度からは要緊急安全確認大規模建築物のうち、町と地震防災に関する協定等を締結している民間建築物について補助拡充を実施する。

イ 揖斐川町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-1のとおりである。

表4-3 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
木造住宅耐震診断補助事業	10	8	5	7	4	13	12	10	13	19	11	4	6
木造住宅耐震工事費補助	—※1	—	0	2	0	0	0	0	1	1	2	1	1
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
分譲マンション耐震補強工事補助	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定建築物耐震補強工事補助	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 「—」は事業を未実施

ウ 町民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、町民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向となるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、町民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・町の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行なう。

(2) 町内会等との連携

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。町内会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧しており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っている。

イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る窓口として、町民からの相談にに応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化につ

いて町民への普及・啓発に取り組んできた。今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビCM、インターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。町広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 町等主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成 20 年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行なったが、耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細かな普及啓発を行なう。

オ 普及啓発重点地区の選定

近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、町においては旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地震発生確率や地盤特性など地域の特性を考慮した普及啓発重点地区の剪定を行なう。

カ 防災教育との連携

建築物の耐震化の重要性について幅広い世代へ周知を行なうため、教育部局と連携を図り、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前授業」を実施する。

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を、町民にとって理解しやすく記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、平成 25 年度に地震による揺れやすさのわかる地震ハザードマップを作成・公表済である。

ク 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行なった住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及啓発を行なう。

(2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れや大規模盛土造成地の滑動崩落等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅耐震化事業等の活用を促進し、宅地の安全対策を推進する。

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、県内全域(中核市は除く)について大規模盛土造成地の調査(一次スクリーニング)が行われ、その結果について県HP等で公表されている。

液状化現象が引き起こす宅地被害については、国レベルでの技術検討を注視しつつ、当面は発生予測データである「液状化危険度調査(注)」の活用や、過去の液状化の被害に関する地域での伝承など、きめ細やかな周知と教育に取り組むこととする。

また、がけ近接地、液状化の恐れのある地域や盛土造成地等における宅地被害への備えとして、擁壁や法面、敷地排水施設の点検、生活物資の備蓄、宅地防災工事の実施などの事前対策の周知を行なう。

(注) 液状化危険度調査とは

・岐阜県では、南海トラフの巨大地震等の被害想定調査を実施し、揺れによる被害のほか、液状化危険度調査も実施し、県内すべての地域の地盤データに基づき液状化危険度(PL値)を公表している。なお、液状化危険度調査については、岐阜県震災対策検証委員会からの提言に基づき、従来よりも精度の高い(揺れの時間を考慮した)調査の見直しが見込まれている。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

県、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、建築物の耐震化に取り組む。